

第 1 号

平成30年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により，平成30年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）を次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

令和元年5月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成30年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度徳島県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成30年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	7,655,879千円	0千円	7,655,879千円
第1項 企業債	1,213,000千円	974,000千円	2,187,000千円
第4項 補助金	990,293千円	△974,000千円	16,293千円

（企業債）

第3条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	1,213,000 ^{千円}	2,187,000 ^{千円}

平成31年3月18日専決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

